

小樽商科大学体育館規程

(趣旨)

第1条この規程は、小樽商科大学第一体育館及び第二体育館（以下「体育館」という。）の管理運営について、必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条体育館は、小樽商科大学（以下「本学」という。）の行事、正課授業、課外活動体育・スポーツ活動に使用するとともに、あわせて、地域社会主催の体育・スポーツ事業等に開放し、教育・研究、職員の福利厚生及び地域貢献に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条体育館の管理運営の責任者は、教育担当副学長とする。ただし、健康科学事務室及び測定室の管理運営の責任は、健康科学担当教員が負うものとする。

2 健康科学事務室及び測定室以外の体育館の管理運営及び使用に関する事務は、学務課が行う。

(使用者の範囲)

第4条体育館を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び職員
- (2) 地域社会主催の体育・スポーツ事業等の主催者及び参加者
- (3) その他、管理運営責任者が認める者

(使用の許可等)

第5条体育館を本学の行事及び正課授業以外の目的で使用する場合は、管理運営責任者の許可を得るものとする。

2 体育館を本学の行事、正課授業、課外活動及び職員の福利厚生以外の目的で使用する場合は、国立大学法人小樽商科大学財産管理規則（平成16年6月10日制定）第12条第2項により使用料を納めなければならない。ただし、同規則第12条第3項により無償とすることができる。

(開館時間)

第6条体育館の開館時間は、8時30分から22時30分までとする。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(閉館)

第7条体育館は、日曜日及び祝日は閉館する。ただし、使用が許可された場合はこの限りでない。

2 体育館は、12月28日から翌年1月4日まで閉館する。

3 前2項以外で、管理運営責任者が必要と認めた場合は、臨時に閉館することができる。

(遵守事項)

第8条体育館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の用途に使用または転貸しないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 喫煙をしないこと。

小樽商科大学体育館使用細則

第1条小樽商科大学(以下「本学」という。)は、小樽商科大学体育館規程（以下「規程」という。）第11条に基づき、小樽商科大学第一体育館及び第二体育館（以下「体育館」という。）の使用について、必要な事項を定める。

第2条規程第5条で使用できる場所は、次のとおりとする。

(1) 第一体育館

- ① アリーナ
- ② 武道場
- ③ ウォーキングトラック
- ④ 多目的室

(2) 第二体育館

- ① アリーナ
- ② 1階トレーニング室
- ③ 2階トレーニング室
- ④ 第二武道場
- ⑤ 屋内グラウンド

第3条本学学生が体育館を課外活動の目的で使用する場合は、小樽商科大学体育会が調整のうえ、毎月15日までに翌月分の使用予定を作成し、あらかじめ管理運営責任者の許可を得ることとする。

2 本学学生が体育館を前項以外の目的で使用する場合は、又は職員が使用する場合は、あらかじめ学務課に申し出て、管理運営責任者の許可を得ることとする。

第4条規程第4条第2号及び第3号に規定する者は、本学の行事、正課授業、課外活動及び職員の福利厚生の目的で使用していない場合に限り体育館を使用することができる。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項により使用する者は、使用予定の1か月前までに、別紙様式1により学務課に申し込み、管理運営責任者の許可を得ることとする。

3 前項による使用許可は、使用責任者に対して別紙様式2の使用許可書を交付することによって行う。

第5条規程第5条第2項に定める使用料は、本学の指定する期日までに本学指定の口座に振り込むものとする。

第6条日曜日及び祝日に体育館を使用する場合は、使用責任者が警務員室で使用許可書を提示のうえ、鍵を受け取り使用するものとする。また、使用後は速やかに警務員室に鍵を返却するものとする。

第7条使用責任者は、体育館使用中の事故防止には、特に注意を払い、事故発生の際は、速やかに適切な措置をとらなければならない。なお、事故発生の際は、速やかに学務課又は警務員室に報告しなければならない。

第8条この細則に定めるもののほか、必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

様式 略